

令和7年1月9日

横浜市青葉区地域ケアプラザ指定管理者公募に係る質問及び回答

横浜市青葉区地域ケアプラザ指定管理者公募に係る質問に対して、次のとおり回答します。

【資料名】 公募要項【共通】	
【ページ】 22 ページ・6 (3)エ評価基準項目 8 (1)前期指定管理業務の実績	
質問 1	「前期の指定管理における地域ケアプラザ事業の実績が優れているか」についての範囲は、令和2年度からどの範囲までを指すのでしょうか。 また、PDCAシートを基に区役所から選定委員向けに説明されるとのことでしたが、その内容は応募者側に提供していただけるのでしょうか。
回答 1	範囲は、令和3年4月1日以降第2回選定委員会までを指します。PDCAシートは、令和3年度から令和5年度の公表用シートを基に説明します。PDCAシート（公表用）以外の内容は、応募者側への提供は行いません。
【資料名】 公募要項【共通】	
【ページ】 23 ページ (4)応募手続きについて ア申請書類	
質問 2	(ク)及び(ケ)は電子データ及び紙媒体で提出とありますが、(ケ)納税証明書は電子納税証明書（電子ファイル）の提出で差し支えないでしょうか。それとも書面の納税証明書でなければならないでしょうか。
回答 2	(ケ)納税証明書は、原本の電子納税証明書（電子ファイル）をご提出いただいても差し支えありません。その場合は、電子納税証明書（電子ファイル）のご提出に加えて、それを印刷したものもご提出をお願いいたします。
【資料名】 公募要項【施設別（デイなし）】	
【ページ】 10～11 ページ 地域ケアプラザ関連資料 4 職員配置基準	
質問 3	【所長の居宅介護支援事業との兼務について】 「所長は居宅介護支援事業の管理者となることができますが、介護予防支援事業の管理者となることはできません」 「なお、所長が居宅介護支援の管理者となる場合は、横浜市に協議する必要はありません」とあります。 質問①第4期と同じく、業務に支障がない範囲において、所長が管理者ではない介護支援専門員を兼務することは可能ですか？ 質問②第4期と同じく、管理者、介護支援専門員との兼務を行った場合に指定管理料の返還は不要でよろしいでしょうか？ 質問③上記いずれの場合においても、横浜市との協議は不要でしょうか？
回答 3	①他業務に支障のない範囲内で、所長が居宅介護支援事業の介護支援専門員

	<p>(管理者ではない) として従事することは可能です。</p> <p>②所長が居宅介護支援事業の管理者・介護支援専門員として従事した場合の指定管理料の返還は不要です。</p> <p>③上記いずれの場合においても、横浜市への協議は不要です。</p>
--	--

【資料名】 応募書類作成及び提出方法	
【ページ】 7ページ1 (2)オ管理費（保守管理、環境維持管理費）について	
質問 4	<p>昇降機の保守について「当該フルメンテナンス契約を当該指定管理者の意思によって変更した場合は、部品交換等の修繕が発しても、市費で負担しない場合があります」とありますが、市費で負担しない場合の具体的事例をご教示ください。</p> <p>また「当該指定管理者の意思によって変更した場合」とは、フルメンテナンス契約からそうでない契約に変更したことを指すのでしょうか。</p>
回答 4	<p>フルメンテナンス契約は、POG 契約で対応される消耗品の交換や補充以外にも、劣化した部品の取り換えや修繕等も無償対応となります。そのため、契約を切り替えた場合は、例えばドアモーター等装備品の不調に伴う部品交換修繕や、経年劣化及び突発的な故障によって生じる修繕等は、市費での対応となりません。機器の更新等、長寿命化対象工事の対象となる修繕の場合は市費負担となります。</p> <p>また、「当該指定管理者の意思によって変更した場合」とは、記載いただいたとおり、フルメンテナンス契約以外の契約に変更したことを指します。</p>

【資料名】 指定管理料提案書	
【ページ】 様式イー①	
質問 5	①事業費、事務費の算出根拠の欄は具体的記載が必要でしょうか。
回答 5	記載は必要です。

【資料名】 提案書類（表紙）	
【ページ】 インデックス番号 4	
質問 6	直近 3 か年度分における貸借対照表、財産目録、損益計算書及び資金収支計算書等はエクセルファイルで提出とあるが、エクセルファイルでなくてもよいでしょうか。
回答 6	原則としてエクセルファイルとしております。しかし、エクセルデータを保有していない場合には PDF 等のデータで提出することも可能です。

【資料名】 指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き	
【ページ】 2 ページ 2 (3) 雇用形態の区分について	
質問 7	「施設特性に応じて、雇用形態をさらに複数の職種（概ね 5 つ程度まで）に区分し提案を求めることも可能」とありますが、行は追加ができない設定になっているので、複数の職種に区分した提案が認められるのは「臨時雇用職員等」のみでしょうか。
回答 7	正規雇用職員についても、現行の様式において既に 4 つの職種（所長、地域活動交流コーディネーター、地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーター）を分けて記載できるようにしています。施設全体で概ね 5 つ程度という基準どおりであり、細分化しすぎると応募団体・本市双方の事務が煩雑になることから現行のとおりとさせていただきます。

担当： 青葉区福祉保健課 三原、丸山、平方
 電話 978-2436
 ファクス 978-2419
 メール ao-jigyokikaku@city.yokohama.lg.jp